

まちづくりアドバイザー派遣要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人金沢まちづくり財団（以下「財団」という。）定款第4条第2号に基づき実施するまちづくり活動への支援のうち、まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣について必要な事項を定め、住民自らが魅力あるまちの形成に向けて主体的に行うまちづくり活動の支援及び推進を図り、もって協働によるまちづくりに資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「まちづくり活動」とは、主に別表1に掲げるものをいう。

(アドバイザーの選任)

第3条 財団は、次の各号のいずれかに該当する者をアドバイザーとして選任する。

- (1) 別表2に示す専門資格を有する者
 - (2) まちづくりに関し、20年以上の実務経験を有する者
- 2 各種専門分野の有識者等で財団が適当と認める場合は、前項の規定によらずアドバイザーとして選任することができるものとする。

(アドバイザーの業務内容)

第4条 アドバイザーは、次の各号の業務を行うものとする。

- (1) まちづくりに関する相談に対する助言
- (2) まちづくりに関する資料及び情報等の提供
- (3) まちづくりの制度及び手法等についての助言
- (4) まちづくり活動の育成及び支援についての指導・助言
- (5) その他財団が必要と認める事項

(派遣対象の要件)

第5条 アドバイザーの派遣対象は、まちづくり活動を行う団体（以下「活動団体」という。）とし、次の各号の条件に全て該当する団体とする。

- (1) 地域住民5名以上で構成されていること
- (2) 自主的、継続的にまちづくり活動を行うもの、または行おうとしているものであること
- (3) 地域住民の意識啓発からまちづくり構想の策定までの活動を行うものであること
- (4) 地域のまちづくりに貢献する活動を行うものであること
- (5) 政治、宗教、営利等を目的とした活動を行わないものであること

(派遣)

第6条 財団は、予算の範囲内で、活動団体に対し、同一団体当たり2回を限度として、アドバイザーを派遣することができる。ただし、財団が特に必要と認めた場合は、2回を超えて派遣することができる。

2 派遣を受けようとする活動団体は、まちづくりアドバイザー派遣申請書(様式第1号)を、派遣希望日のおおむね1か月前までに財団に提出しなければならない。

3 財団は、前項の申請があったときは、その書類の内容を審査して、派遣の可否を決定し、まちづくりアドバイザー派遣決定(非決定)通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するとともに、申請内容に適したアドバイザーを選任し、当該アドバイザーに依頼する。この場合において条件を付することができる。

(報告)

第7条 アドバイザーと派遣を受けた活動団体は、派遣業務が終了したときは、速やかに連名でまちづくりアドバイザー派遣活動報告書(様式第3号)を財団に提出しなければならない。

(費用負担)

第8条 財団は、前条の報告書の提出があったときは、活動報告内容を精査のうえ、当該アドバイザーに謝金(限度額15,000円/回)を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの派遣等について必要な事項は、別に定める。

別表1 (第2条関係)

<p>「まちづくり活動」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活環境に密接した活動 <ul style="list-style-type: none"> ○防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動 ○まちなみ・景観の保全などの「良好な住環境の保全・改善」を目指した活動 ○空き店舗の活用やポケットパークの整備などの「街なかの再生」を目指した活動 ○交通渋滞の解消や交通安全対策などの「交通問題の改善・解消」を目指した活動 ◆地域の将来像を見据えた活動(まちづくり構想の策定) <ul style="list-style-type: none"> ○土地区画整理・市街地再開発・道路整備・公園整備等の「まちの形づくり」に関する活動 ○地区計画・建築協定・緑化協定などの「ルールづくり」に関する活動 ◆その他財団が特に必要と認める活動
------------------	---

別表2 (第2条関係)

<p>アドバイザーの 専門資格等</p>	<p>博士 技術士・技術士補（技術士法） R C C M（(社)建設コンサルタンツ協会） 一級建築士・二級建築士（建築士法） 再開発コーディネーター（(社)再開発コーディネーター協会） 土地区画整理士（土地区画整理法） 弁護士（弁護士法） 公認会計士（公認会計士法） 税理士（税理士法） その他まちづくりに関する資格で財団が適当と認めるもの</p>
--------------------------	---